

ストーカー行為等の規制等の関する法律の一部を改正する法律の概要

1 電子メールを送信する行為の規制

拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に追加する。

2 つきまとい等を受けた者の関与の強化

- (1) 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を当該警告を求める旨の申出をした者に通知しなければならないこととする。
- (2) 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該警告を求める旨の申出をした者に書面により通知しなければならないこととする。
- (3) 警告を求める旨の申出をした者の申出によっても、公安委員会は禁止命令等を行うことができることとする。
- (4) 公安委員会は、(3)の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならないこととする。
- (5) 公安委員会は、(3)の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならないこととする。

3 ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援

国及び地方公共団体がストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないことを明記する。

4 体制整備・民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等

国及び地方公共団体は、3の支援、ストーカー行為等の防止に関する啓発等及び当該防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援を図るため、必要な体制の整備、当該組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこととする。

5 禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大

- (1) 禁止命令等を行うことができる公安委員会について、加害者の住所等の所在地、つきまとい等が行われた地又は被害者の居所の所在地を管轄する公安委員会にも拡大する。
- (2) 警告又は仮の命令を行うことができる警察本部長等についても、加害者の住所等の所在地、つきまとい等が行われた地又は被害者の居所の所在地を管轄する警察本部長等にも拡大する。

6 その他

- (1) 地方公共団体の条例の規定で、この法律による改正後のストーカー行為等の

規制等に関する法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、1の施行と同時に、その効力を失うこととする。

- (2) ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。
- (3) 政府は、(2)の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、(2)の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。
- (4) その他所要の規定を整備する。

7 施行期日

公布の日から起算して3月を経過した日（1及び6(1)については公布の日から起算して20日を経過した日）